

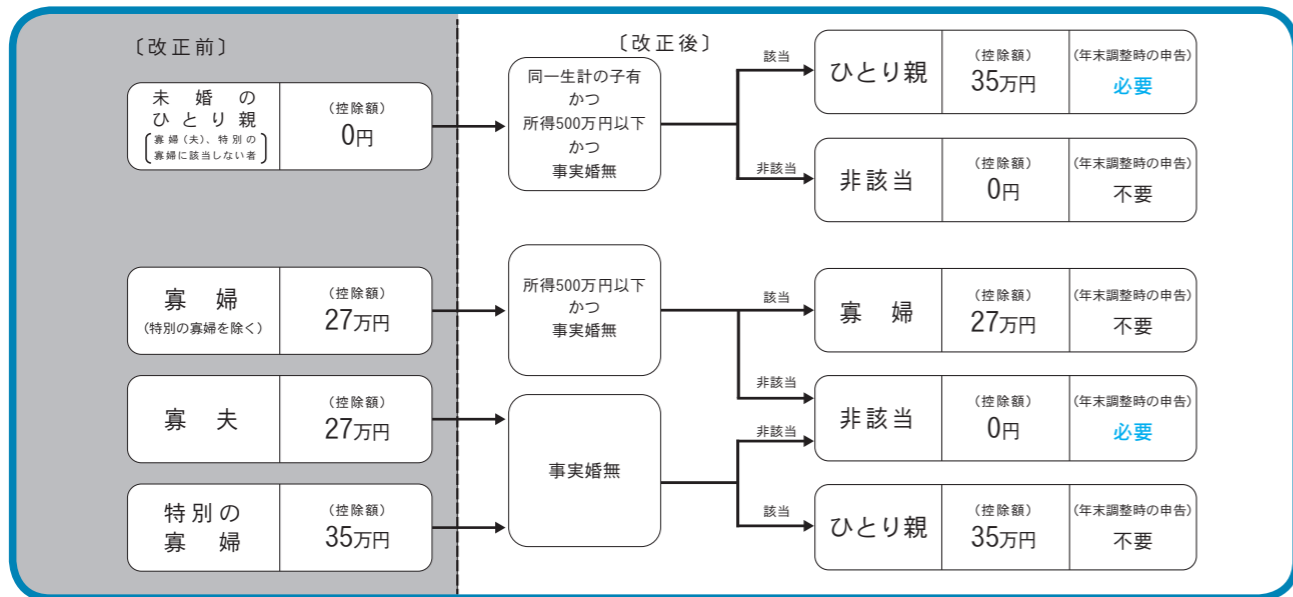
4) 配偶者控除、扶養控除などの合計所得金額要件の見直し

改正する項目	改正の内容	
	平成31年(2019年)分まで	令和2年分以降
① 同一生計配偶者の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
② 扶養親族の合計所得金額		
③ 源泉控除対象配偶者の合計所得金額	85万円以下	95万円以下
④ 配偶者特別控除対象者の合計所得金額	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
⑤ 勤労学生控除対象者の合計所得金額	65万円以下	75万円以下

※源泉控除対象配偶者…合計所得金額900万円以下(年収1,120万円以下)の給与所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者、白色事業専従者を除く)

5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

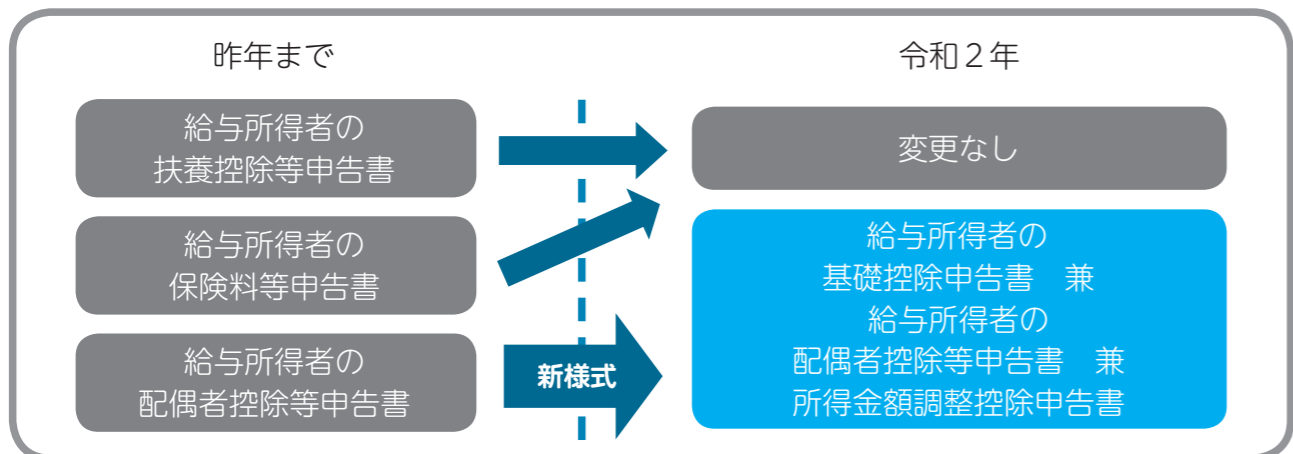
次の表で年末調整時の申告が「必要」に区分される方は、扶養控除等(異動)申告書で「ひとり親」に該当する旨の申告が必要です。



※国税庁ホームページより

※お知らせ

「令和2年分」から、年末調整の用紙が一部変更となりました。詳しくは、勤務先の年末調整担当者に確認してください。



「令和2年分」 年末調整の変更点

給与所得控除の引き下げなどをはじめとする次の5点について、「令和2年分」の年末調整から変更されますのでご注意ください。

1) 給与所得控除の引き下げ

給与所得控除額と給与等の収入金額の上限が次のとおり変更となります。

給与等の収入金額(年収)	給与所得控除額	
	平成31年(2019年)分まで	令和2年分以降
~162.5万円	65万円	55万円
~180万円	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円
~360万円	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円
~660万円	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円
~850万円	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円
~1,000万円		195万円(上限額)
1,000万円~	220万円(上限額)	

2) 基礎控除の引き上げ

基礎控除は全ての納税者に対して適用されるもので、次のとおり変更となります。

合計所得金額	基礎控除の額	
	平成31年(2019年)分まで	令和2年分以降
~2,400万円	38万円(33万円)	48万円(43万円)
~2,450万円		37万円(29万円)
~2,500万円		16万円(15万円)
2,500万円~		—

※()内は、住民税の計算に使用される基礎控除の額

3) 所得金額調整控除の創設

介護や子育て世代の負担が増えないよう、新しく「所得金額調整控除」が創設されました。対象者は、年収が850万円を超え、かつ、次の3つの条件のいずれかに該当する方です。

- ◆本人が特別障害者である場合
- ◆23歳未満の扶養親族がいる場合
- ◆特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

控除額の計算式

◆控除額 = (給与等の収入金額(年収) - 850万円) × 10%

※年収1,000万円超の場合は、「給与等の収入金額」は一律1,000万円計算

※年末調整でこの適用を受ける場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要